

Ⅱ 学生生活に関する内容

③ 生活支援

奨学金制度

奨学金制度には、日本学生支援機構、地方公共団体、民間団体等によるものがあり、奨学団体等によって貸与・給付の基準や募集時期が異なります。大学に募集案内が届いた奨学団体等については、その都度申請方法等に関する情報をUNIPA等でお知らせしますので、必要な学生は見落とさないよう注意してください。

日本学生支援機構の奨学金制度

日本学生支援機構奨学金の詳細については、入学後にUNIPA等でお知らせします。
なお、いずれも定員があり、選考基準に達していても採用されないことがあります。

種 類	第一種奨学金【無利子貸与】	第二種奨学金【有利子貸与】
貸与月額	修士課程 5万円、8万8千円から選択	5万円、8万円、10万円、13万円、15万円から選択
貸与機関	採用年度の4月から当該課程の標準修業年限が終了する月	採用年度の4月～9月の間で希望する月から当該課程の標準修業年限が終了する月
募集時期	4月下旬（予定）	4月下旬予定
選考方法	申込者の人物・学力・家計について総合的に審査し、推薦基準を満たしている者の中から大学で選考し、日本学生支援機構に推薦します。その後、審査のうえ採用者が決定されます。（別途、申込基準あり） ただし、基準を満たしていても推薦枠数の関係で不採用となる場合があります。	

① 長期履修生

院生が職業を有している等の理由により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する長期履修生については、その在学期間にかかわらず、通常院生に認められた修業年限に該当する期間を最長として奨学金の貸与が認められます。ただし、第二種奨学金の貸与期間については、長期履修生規程第3条に定める履修期間の終期まで認められる場合がありますので、希望される方は事務局学務課までご相談ください。

Ⅱ 学生生活に関する内容

② 入学時特別増額貸与（有利子貸与）

1 年次において、第一種奨学金については入学年月または日本学生支援機構の定めた年月、第二種奨学金については入学年月を貸与始期として奨学金の貸与を受ける者は、希望により、貸与月額の初回振込時に10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から増額して貸与することができます。ただし、入学時特別増額のみを申し込むことはできません。なお、入学時特別増額貸与の申し込みは入学時一度だけに限ります。

③ 緊急採用・応急採用

定期採用（4 月募集）の他に、主たる家計支持者が失職・破産・倒産・病気・死亡または火災・風水害等により家計に急変が生じ、緊急に奨学金が必要になった場合に随時申込みができる「第一種緊急採用奨学金（無利子貸与）」と「第二種応急採用奨学金（有利子貸与、利率は年利3%を上限とする変動制）」があります。そのような事態が発生した場合は、学務課まで相談してください。ただし、家計急変の事由が発生したときから1 年以内である場合に限ります。